

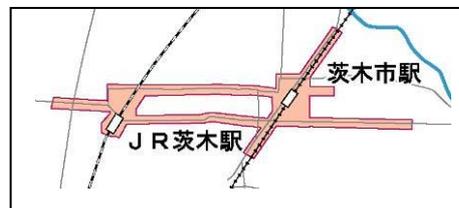
第 6 章 良好な景観形成の方針 <にぎわい景観形成地区>

3. 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成の方針及び関連の方針を以下のように定めます。

(1) にぎわい景観形成地区

にぎわい景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



にぎわい景観形成地区

<景観形成の方針>

	【景観形成の方針】	【誘導の主な対象】
<p><b>中心市街地にふさわしい景観を形成する</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観を誘導します。</li> <li>●歩きたくなる空間を形成するため、歩行者等に配慮した、低層部の開放性や夜間景観の演出、まちなみの連続性等を誘導します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置 規模 高さ</li> <li>形態 意匠</li> <li>形態 意匠</li> <li>照明</li> <li>緑化 外構</li> </ul>
<p><b>ゆとり・うるおいを感じさせる</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居心地が良く滞在でき、ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。</li> <li>●うるおいある景観を形成するため、壁面緑化や街路樹等による沿道緑化等を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置 規模 高さ</li> <li>形態 意匠</li> <li>緑化 外構</li> </ul>
<p><b>周辺と調和した景観を形成する</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商業・業務、サービス施設等の建築物等では、周辺と調和した景観を誘導します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置 規模 高さ</li> <li>形態 意匠</li> </ul>

## 第7章 行為の制限に関する事項 <にぎわい景観形成地区>

### (3) 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成基準を以下のように定めます。

#### 1) にぎわい景観形成地区

行為	事項	にぎわい景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1)配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。</li> <li>駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）沿道では、1階部分で道路境界より原則として1m以上の壁面後退を行い、オープンスペースを確保する。</li> </ul>
	2)形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和し、窓の庇、窓枠のラインをそろえる等、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。</li> <li>中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。</li> <li>商業施設の低層部は、通りに面して、十分な開口部を確保し、ショーウィンドーの設置や透過性の高いシャッターを設けるなどまちの賑わいに配慮する。</li> </ul> <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。</li> <li>外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。</li> <li>屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。</li> </ul>
	3)色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>明るく賑わいの感じられる色彩（東西通り沿道では、落ち着きの感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> <li>当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。</li> <li>ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。</li> </ul>
	4)素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。</li> <li>反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> </ul>
	5)照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。</li> <li>商業施設の外部から視認できる照明は、電球色に近い温かみを感じられる色温度を基本とし、魅力ある夜間景観の演出に努める。</li> </ul>
	6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。</li> <li>建築物は、壁面緑化等によりうるおいある景観の形成に努める。</li> <li>中央通り沿道では、まちを華やかに彩る植栽の設置等に努める。</li> <li>東西通り沿道では、緑豊かな景観を形成する植栽の設置等に努める。</li> <li>建築物の前面に配置する駐車場等の周囲は、樹木等により緑化する。</li> <li>駐車場の出入口は、原則として中央通りと東西通りに面して設置しない等、まちなみの連続性に配慮する。</li> <li>建築物等の前面にあるオープンスペースは、歩道との間に段差を設けないように努める。</li> </ul>

行為	事項	にぎわい景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。</li> <li>● 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。</li> </ul>
	2) 形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。</li> <li>● 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。</li> </ul>
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通り沿道では、落ち着いた感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> <li>● 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。</li> <li>● ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。</li> </ul>
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。</li> <li>● 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> </ul>
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。</li> </ul>
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。</li> <li>● 駐車場、空地等の周囲は、樹木等により緑化する。</li> <li>● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。</li> </ul>
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>● のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。</li> <li>● 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。</li> <li>● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> </ul>
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> <li>● できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。</li> <li>● のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。</li> <li>● 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。</li> <li>● 原則として、行為地周囲の緑化を行う。</li> </ul>
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。</li> <li>● 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。</li> <li>● 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行う。</li> <li>● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> </ul>

## 第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### 1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であり、自然やまちの景観に大きな影響を与えるものです。駅周辺や幹線道路沿道などに無秩序に設置された屋外広告物は、良好な景観形成を阻害する要因となる一方で、建築物との調和やまちなみとしての統一感に配慮された優れたデザインの屋外広告物は、沿道の賑わいを演出し、地域の良好な景観の形成に寄与します。

屋外広告物が持つ情報伝達手段という特性や経済活動への影響を考慮に入れつつ、下記の基本的な考え方に沿った屋外広告物の適正化や質の向上を図ることを通じて、建築物や工作物等の行為の制限とともに、地域の個性が際立つ良好な景観形成の実現をめざします。

#### <めざすべき広告景観>

「自然とまちに調和し 心づかいを感じられる 広告景観づくり」

#### <自然との調和>

茨木市は、北摂山系の山並み、棚田、安威川などの豊かな自然を活かしてきたまちであり、多様な自然とそれぞれの資源が織りなす調和が、茨木らしい風景であることから、山並みの眺望への配慮や、山間部・田園景観などの自然との調和を図った広告景観をめざします。

#### <まちなみとの調和>

茨木市は、北摂の良好な住宅地でありながら、古くから交通の要衝として商業や工業が発展してきたまちであり、多様で多彩な景観特性を有していることが、茨木市の特徴であることから、これらの特徴を活かしてより魅力的なまちにしていくため、様々な地域の特性へ配慮し、調和を図るとともに、とりわけ多くの人が行きかう市の中心部において、歩行者目線で魅力的に映る“人が中心”の景観に誘導し、まちなみとの調和を図った広告景観をめざします。

## 2. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限の方針

茨木らしい広告景観を実現するために、市全域を対象に、本市独自の屋外広告物条例及び同施行規則を制定し、規制内容を定めるとともに、屋外広告物ガイドラインを作成し、広告景観の質的な向上を誘導します。

また、市民・事業者による地域独自のルールづくりを推奨し、地域の特性を活かした広告景観の維持・増進を目指します。

### <広告景観形成の方針>

- 屋外広告物法の趣旨にのっとり、良好な景観の形成・風致の維持、公衆に対する危害の防止等の観点から必要な規制・誘導内容を定めます。
- 茨木らしい広告景観の実現の観点から、「自然との調和」「まちなみとの調和」について重視したものとし、自然景観や市街地景観、歴史的景観、沿道景観等、地域やまちなみの多様な特性に応じた規制・誘導を行います。
- 本市の屋外広告物は用途地域に応じた掲出であるため、用途地域に応じた規制区分を基本とし、規制・誘導を行います。
- 景観形成地区においては、茨木市のシンボルと言える景観を有し、より良好な景観形成を誘導していくべき地区であることから、屋外広告物においてもより一層の配慮を求めた規制・誘導を行うものとし、許可申請前に事前協議を実施します。
- 中心市街地においては、ウォークブル（歩行者中心）の視点のもと、まちなみの賑わい形成や連続性に配慮した屋外広告物の規制・誘導を行います。

# 第 10 章 景観重要公共施設の整備に関する事項 及び占用等の許可の基準

## 1. 景観重要公共施設の基本的事項

### (1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

道路、河川、公園等の公共施設は、地域における景観の骨格をなし、地域らしさを表す重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備、占用等を行うにより、良好な景観形成の推進につながります。

このため、景観形成上、特に重要な公共施設のうち、公共施設管理者との協議を行い、同意を得られたものについて、景観重要公共施設の指定を行い、良好な景観形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることで、重点的な景観形成に取り組みます。

### (2) 景観重要公共施設に関する基本方針

景観重要公共施設に関する基本方針は以下のとおりです。

分類	景観重要公共施設の基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者の安全等の安全性と快適性を重視した仕上げとする。</li> <li>うるおいのある景観を形成するため、街路樹や植栽帯を整備し、道路管理者がその適正な維持・管理を図る。</li> <li>道路の付属物を設ける場合は、華美なデザインを避ける。</li> <li>歩道の仕上げや道路の付属物は沿道の建築物等が映えるような色彩とする。</li> <li>特に景観上重要な路線や区間は、無電柱化について関係機関と協議する。</li> <li>みどり・田園景観区域における主要幹線道路等については、周辺の良好な自然景観に配慮したものとなるように努める。</li> </ul>
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水上支障のない範囲内において、周辺の景観との調和に配慮するとともに、親水性についても考慮し、親しみやすい川辺の景観形成に努める。</li> <li>樋門の色彩、意匠等は、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然、歴史、文化等の地域の特性を活かした特色ある公園づくりに努める。</li> <li>園路、広場、遊戯施設、休養施設等に使用する材料は、できる限り自然の材料の活用を図るものとし、形態、色彩及び意匠についても周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>公園内に設ける建築物等の形態、色彩及び意匠は、地域特性を活かした特色あるものとし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>かき及び柵の材料については、できる限り生け垣や自然の素材等を用いるものとし、必要に応じて隣地との連続性に配慮した位置及び意匠とするように努める。</li> <li>公園の植栽に当たっては、できる限り既存の樹木の保存に努め、周辺の景観との調和を図るよう樹種の選定等に配慮する。</li> </ul>

## 2. 景観重要公共施設の指定

### (1) 景観重要公共施設の指定

次の公共施設を景観重要公共施設に指定します。

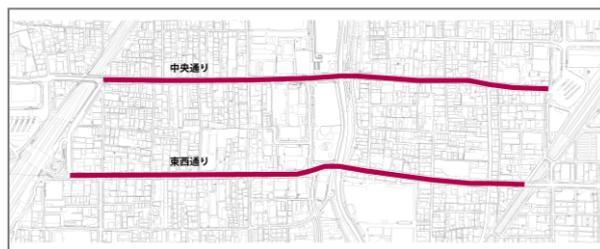
#### 景観重要道路：〈東西軸（中央通り及び東西通り）〉

名称（愛称）	区間（起点～終点）
中央通り	別院町4番 ～ 駅前一丁目1番
東西通り	西中条町2番 ～ 別院町7番

東西軸は、JR 茨木駅や阪急茨木市駅、文化・子育て複合施設「おにクル」などの賑わいの拠点をつなぐメインストリートです。

延長約 1.3km ある2つの通りは、それぞれ「商業地としての賑わい」と「うるおいある緑」といった特徴があり、歩行者、自転車など日々多くの人が行き交う空間となっています。

本市のメインストリートとして、歩いて楽しく滞在や活動をしたくなるような魅力的な景観形成を図っていきます。



## 3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設として指定した公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項について、次のとおり定めます。

#### 〈東西軸（中央通り及び東西通り）〉

##### 【整備の方針】

- ・（中央通り）人々の活動や交流に配慮した親しみやすい道路空間の形成に努めます。
- ・（東西通り）うるおいと落ち着きある雰囲気形成するにふさわしい、洗練された道路空間の形成に努めます。

##### 【整備に関する事項】

- ・道路の付属物（防護柵、街路灯、標識、その他工作物）は集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・誰もが安心して通行できる歩行空間のユニバーサルデザインに努めます。
- ・良好な景観の形成やゆとりある空間の創出のため無電柱化を推進します。
- ・舗装や街路樹等の道路の付属物の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。

#### ※適用除外項目

- ①法令等で定めのあるもの
- ②安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③公共施設の日常管理・部分補修
- ④地中に埋設するもの等で周囲の景観に影響を与えないもの

## 4. 景観重要公共施設の占用等の許可の基準

景観重要公共施設として指定した公共施設における占用等の許可の基準について、次のとおり定めます。

### <東西軸（中央通り及び東西通り）>

**【許可の対象】**

バス停留所や電線共同溝地上機器等の工作物（道路法第32条第1項又は第3項）

**【許可の基準】**

バス停留所の上屋、電線共同溝地上機器等は周辺景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。

**※適用除外項目**

- ①地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの
- ②工事や催物等のために一時的に設置されるもの
- ③景観計画変更の施行時点で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの